

# 被災地における福祉・介護人材確保事業【東日本大震災復興特別会計】

令和4年度予算 151,119千円(175,389千円)

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を実施。

## < 事業スキーム >

実施主体: 福島県が適当と認める団体

### 研修受講費等の貸与

#### 【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

#### 【内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)  
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)  
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
  - ①世帯赴任加算
    - ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
    - ・ 単身赴任の場合 … 20万円
  - ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
    - ・ 20万円を上限(実費の範囲内)
- (3) 教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)  
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限  
※介護施設等に5年以上勤務経験があり、かつ介護福祉士若しくは介護支援専門員の資格を有する者などが、相双地域の施設等で6ヶ月以上就労した場合に支給

### 住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

### 事業の広報

### 出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援

